

知的所有権ニュース（2025年1月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

昨年、今シーズンは平年並みの寒さとの予報が出ていましたが、昨年の年末から今年の年始にかけては、例年よりはだいぶ寒いように感じます。冬らしい寒さも身が引き締まってよいですが、年をとる毎に、寒さに弱くなっている自覚もあります。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

今回と次回では、周知・著名商標の保護に関する話題をお届けします。

周知・著名商標については、その社会的な影響が大きいことから、商標法や不正競争防止法などにおいて一般的な商標（商品等表示）とは異なる規定が定められ、また、運用上においても特別の基準が設定されています。今回は、周知・著名商標の保護に関する運用、特に、周知・著名商標を一部に有する商標に対する運用についてご説明します。

周知・著名商標の保護－（1）商標法と商標審査基準について－

商標法においては、第4条第1項に「次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。」とあり、それらのうちの一つである第15号として、「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）」とあります。

一方、上記第4条第1項第15号に対応して、商標審査基準において、以下の4つの基準が設定されています。

1. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」について
2. 他人の著名な商標を一部に有する商標について
3. 建築物の形状を表示する立体商標について
4. 著名性の認定に当たっては、防護商標登録を受けている商標又は審決、異議決定若しくは判決で著名な商標と認定された商標（注）については、その登録又は認定に従い著名な商標と推認して取り扱うものとする。

上記のうち、今回は、「2. 他人の著名な商標を一部に有する商標について」（以下、単に「基準2」と言います。）について解説します。

（1） 基準2の主要部分

2. 他人の著名な商標を一部に有する商標について

(1) 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあがるものなどを含め、商品等の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱うものとする。

ただし、その他人の著名な商標が既成語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) 本号に該当する場合

① 商品「被服」について出願商標「a r e n o m a / アレノマ」と商品「カバン、バッグ」について著名な商標「r e n o m a」「レノマ」

② 商品「おもちゃ」について、出願商標「パー・ソニー」、「パー ソニー」又は「パーソニー」と商品「電気機械器具」について、著名な商標「ソニー」

(例) 本号に該当しない場合

商品「カメラ」について出願商標「POLAROID」と商品「化粧品」について著名な商標「POLA」(解説) 指定商品又は指定役務との関係において混同を生ずるおそれがないと判断される。

(2) 基準2の問題点1 (著名性の判断について)

「著名な商標」商標の著名性はさまざまであり、どの程度が著名なのかの明白な基準はありません。ただし、使用されている商品・役務とは類似しない他の商品・役務についても広義の混同を生ずるおそれのある商標といった定義はあります。しかし、商標の著名性と混同のおそれとの関係が循環定義になるため、基準2の「著名な商標」であるか否かの判断の役には立たないと考えられます。また、「著名な商標」と認められる商標であっても様々な種類や状況が考えられるので、基準2のような単純な判断要素によって割り切ることができるのかどうかについて疑問があります。

例えば、基準1(2)では、商標法第4条第1項第15号に該当するか否かの判断において考慮すべき事項が以下のように規程されています。

(2) 考慮事由について

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 出願商標とその他人の標章との類似性の程度
- ② その他人の標章の周知度
- ③ その他人の標章が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ④ その他人の標章がハウスマークであるか
- ⑤ 企業における多角経営の可能性
- ⑥ 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性
- ⑦ 商品等の需要者の共通性その他取引の実情

なお、②の周知度の判断に当たっては、この基準第2(第3条第2項)の2.(2)及び(3)を準用し、また、必ずしも全国的に認識されていることを要しない。

上記のように、他人の標章との間の混同のおそれの判断については、②周知度が重要であるだけでなく、類否を決するための重要な要素として、当該標章の構成や使用されている商品・役務の関係など、考慮すべき観点が極めて多岐にわたっています。

したがって、基準2は、複雑な観点を有する基準1の特例として、「他人の著名な商標」との間の混同のおそれ(類否)の判断基準を定めたものと考えられます。

しかしながら、上述のように「著名性」の基準があいまいであるため、そもそも基準2を採用できるのか否かを容易に判断することができないという問題があります。

ところで、基準2の適用場面としては、通常の商標審査以外に、特に、異議申立てや無効審判が挙げられます。そして、実際には、かなりの割合で、周知商標と他の用語との結合商標が当該周知商標と非類似であるとの決定、審決が出されています。(次回に続く)

以上

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。(予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559)

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和7年 1月23日(木) 松本市役所
 令和7年 2月21日(金) 飯田商工会議所
 令和7年 3月21日(金) 飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800(予約のみ対応)

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533(現時点では予約があった場合のみ対応)

※なお、弊所にて実施する初回の相談料(1時間以内)は無料となります。お気軽にご相談ください。